

第2回仙台市の就学支援の在り方検討委員会議事録

- 1 日 時 令和3年2月10日(水) 15:00～16:45
- 2 場 所 仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
- 3 出席委員 遠藤克宏委員, 小野寺治歌委員, 小野寺正枝委員, 癸生川義浩委員
高屋隆男委員, 庄子希恵委員, 蔦森武夫委員, 林みつ穂委員 (計8名)
- 4 欠席委員 斎藤有美委員, 寺本淳志委員 (計2名)
- 5 事務局 教育局学校教育部長 郷家貴光
教育局学校教育部特別支援教育課
課長 原新太郎
主幹 秋山一郎
主任指導主事 渡部智之, 大久耕
指導主事 小堤智美, 佐藤陽子, 西村茂貴, 鈴木佳子, 丹野尚
専門員 武田洋 (計11名)
- 6 次 第
- (1) 開会
 - (2) 教育委員会挨拶
 - (3) 議事
 - ①第1回検討委員会の議事内容や資料に関する意見等について
 - ②仙台市の就学支援の現状と課題について
 - ③今後の方向性について
 - ④その他
 - (4) 閉会
- 7 会議資料
- 資料1 仙台市の就学支援の現状と課題(案)
- 資料2 仙台市の就学支援に関わる資料
- 資料3 仙台市の就学支援の課題に対する検討の方向性(案)
- 資料4 仙台市の就学支援の在り方検討委員会スケジュール

(1) 開会

事務局（特別支援教育課渡部主任指導主事）

本日はご多用のところご出席いただき誠にありがとうございます。

はじめに、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第が書かれております要項。前回ファイルをお預けいただきました委員には、すでに閉じ込んでございます。要項の裏面には資料一覧がございます。資料1から資料4まで、ページは通し番号で18ページまでになっております。次に、前回の議事録でございます。別にクリップ留めで3枚ございます。次回第3回検討委員会の開催のご案内とその出欠の連絡票です。最後に、今回の検討委員会に対する質問意見書でございます。お手元のない資料等がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは定刻となりましたので、第2回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を開会いたします。私は、仙台市教育局特別支援教育課主任指導主事の渡部と申します。進行させていただきたく存じますのでよろしくをお願いいたします。本日は、マイクを準備させていただきました。皆様のご発言の際にはマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

本日の委員の方々の欠席についてですが、齋藤委員と寺本委員からご欠席の連絡をいただいております。お二人には事務局から本日の資料と議事録をお送りいたします。

(2) 教育委員会挨拶

事務局（特別支援教育課渡部主任指導主事）

それでは、開会にあたりまして教育委員会からご挨拶を申し上げます。

事務局（郷家学校教育部長）

皆様こんにちは。教育局学校教育部長の郷家と申します。

本日はご多用の中、第2回仙台市就学支援在り方検討委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、本市の教育全般にわたりまして、普段からご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

前回12月に開催いたしました第1回の検討委員会から概ね2か月が経過いたしましたところでございます。この間に、文部科学省におきましては、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告がまとめられまして、提言が行われてございます。この報告の中でも、障害のある子供の学びの場の整備や連携強化、そして関係機関の連携強化による切れ目のない支援の充実。そういった就学支援の在り方に関する事項が盛り込まれてございます。本市だけではなくて、全国的な課題として検討されている重大な事項であると改めて認識させていただいたところでございます。本市におきましても、特別支援教育を推進するためには、就学支援に関するいくつかの課題を解決していく必要があると考えてございます。

本日の議事では、これまでの取組と総括、それから今後の方向性の検討をお願いいたしたいと考えてございますので、皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

事務局（特別支援教育課渡部主任指導主事）

恐れ入りますが、公務の都合がございまして、ここで部長が退席いたします。

それでは議事に入ります。ここからは、高屋委員長にお渡しをいたします。よろしくをお願いいたします。

(高屋委員長)

はい。それでは、早速会議を進めたいと思います。

最初に、本日の議事録に署名をしていただく委員を指名したいと思います。ご出席の委員の名簿順ということで、前は遠藤委員にお願いしておりますので、今回は小野寺正枝委員にお願いします。よろしくお願いします。

(小野寺正枝委員)

はい。

(高屋委員長)

それでは早速議事に移りたいと思います。

一つ目の議事でございますが、前回、第1回の検討委員会の議事内容や資料に関するご意見等をいただいておりますので、それについて事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(事務局：特別支援教育課主幹)

前回の検討委員会後に、遠藤委員からご質問をいただいておりますので、そのことについてご説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。

遠藤委員からは大きく2点、ご質問をいただいております。一つ目のご質問は、前回の検討委員会において、仙台市の就学支援の概要と現状でご説明した通級指導教室児童生徒の推移を表したグラフに関してのご質問です。同じグラフが本日の資料にあります。本日の資料12ページをご覧ください。12ページの「10 小学校通級指導教室通級児童数」のグラフと、その次の13ページにあります「11 中学校通級指導教室通級生徒数」のグラフになります。ご質問といたしましては、遠藤委員から「小学校通級児童数のうち、LD等の数が、平成27年から急増しています。この理由や背景はどのようなことがありますでしょうか。」ということと、「中学校のグラフの方で平成29年から同じように急増していますが、これは小学校で増加して2年後に現れています。小学校からの継続通級という見方でよろしいでしょうか。」というご質問です。これにつきまして、小学校のLD等通級児童数が平成27年から増加している要因としては、市教委から学校への働き掛けや各学校での児童生徒や保護者に対する周知等により、対象となる児童生徒の入級希望が増加したと通級指導教室の増設が関係していると考えられます。小学校の通級指導教室については、平成27年度に4教室を増設、平成28年度に3教室を増設しています。その後、29年度に1教室、令和2年度に2教室を増設しております。中学校のLD等通級児童数が、平成29年度から増加している要因も小学校と同様と考えられます。中学校の通級指導教室については、平成28年度に2教室を増設、平成30年度に1教室増設しています。その後、令和2年度に1教室増設をしております。小学校の通級児童数が増えたことに伴い、中学校でも継続して通級による指導を受けたいという希望が増えたと考えられます。これが遠藤委員からいただいたご質問の大きな一つ目でございます。

続いて二つ目のご質問です。「通級指導を受けている児童が中学校に入学する際、その際の引き継ぎのポイントのようなものはありますか。」というご質問でした。こちらにつきましては、通級指導を受けている6年生の児童につきましては、対象児童への切れ目ない支援のため、在籍校が本人や保護者の考えを確認し、指導校と十分な連携を図りながら、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用して、中学校へ引き継ぐことが大切です。このことにつきましては、2学期の始めに通級指導を受けている6年生の在籍校へ市教委からも通知をしております。遠藤委員からいただいたご質問に対しては、以上でございます。

(高屋委員長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、遠藤委員よろしいでしょうか。

(遠藤委員)

はい。承知いたしました。ありがとうございます。

(高屋委員長)

その他、この件だけでなく、前回『「言い忘れた。」とか「聞き忘れた。」質問とか意見等』はございますでしょうか。

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。なければ、次の議事の内容にも関連する部分もあるかと思いますので、そちらでもご意見をいただければと思います。

それでは次の議題に移ります。二つ目の議事でございますが、これまでの取組の総括としての仙台市の就学支援の現状と課題について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局：特別支援教育課主幹)

それでは、今、議長からありました仙台市の就学支援の現状と課題についてご説明をいたします。第1回の検討委員会の時に、事務局の方から主にパワーポイントを使って説明をさせていただいた内容を文章でまとめたもの、そして委員の皆様方には事前にこの内容についてはお配りして見ていただいております。ただ、お配りした時から若干、中身も変更になっているところもございますので、一通り、ポイントを絞って私の方から説明をさせていただきます。

それでは本日の資料1ページをご覧ください。仙台市の就学支援の現状と課題(案)としております。まず大きな1番として「国と仙台市における就学支援の動向」ということで整理をしてあります。

はじめに(1)として「国における就学支援の動向」です。こちらにつきましては、平成19年9月に障害者権利条約に署名したことや、平成23年8月に障害者基本法が改正されたこと、平成24年7月に文部科学省の中央審議会において以下の方針が明示されたということで、そこには○で二つ挙げております。平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定された、平成25年9月に学校教育法施行令が改正された、というような動きについて挙げてあります。

次に(2)としまして「仙台市における就学支援の動向」について書いております。2ページをご覧ください。2ページの上から9行目になりますでしょうか。平成13年度から2か年にわたり、仙台市就学指導検討委員会を設置し、就学指導の在り方について検討が行われ、次の提言がなされたということで○で四つあげております。この提言を受けて、教育委員会では必要な体制整備等に取り組んできたということや、平成28年4月1日の差別解消法の施行に伴って、仙台市でも条例が制定されたということ、また、同じ2ページの下から9行目ぐらいになりますが、平成30年3月に仙台市特別支援教育推進プラン2018を策定したこと。下から2行目ですけれども、就学支援に関わる部分につきましては、(1)として多様な学びの場の充実、そして3ページ目の方に参りますが、3ページの上から3行目のところに(3)とありますが、校内就学支援体制の充実という点を掲げております。また就学支援が必要な児童生徒数も増えている現状にあるということも記載しております。

大きな2番といたしまして「仙台市の就学支援の現状について」ということで、次のように整理をいたしました。まず、仙台市就学支援委員会についてということで、ここでは○で四つほど3ページに挙げております。四つめの○の部分ですけれども、就学支援委員会での審議件数については、令和元年度は973

人になって、増加傾向にあるということ。下から2行目の「なお」のところですが、この状況につきましては、全国的な傾向で、文部科学省の調査「小学校特別支援学校就学予定者（新第1学年）として市区町村教育委員会等の調査審議対象となった人数の推移」によりますと、4ページに参りますが、令和元年度の審議対象人数は62,442人で、前年度よりも4,998人増加しており、平成24年度から一貫して増加傾向にあるということも載せてあります。4ページ目の一つ目の○ですけれども、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした割合につきましては、新就学児では70%台後半、在籍児につきましては年々増加しており、令和元年度は約90%となっています。二つ目の○ですが、仙台市就学支援委員会での審議は、としまして、最後の方に、多くの人数、時間を費やしている状況にあるということも載せてあります。三つ目の○ですが、新就学児相談会につきましては、55人の専門員がおり、この専門員は小中学校や特別支援学校の先生であり、その方々に相談員として対応してもらっています。直近の2年間では、参加件数が300件を超えているということも載せてあります。四つ目の○ですけれども、医療的ケアが必要であると判断された児童生徒には看護師を配置しているということ、五つ目の○では、介助員配置が必要であると判断された児童生徒に対しては、介助員を配置しているということを挙げております。次に「特別な学びの場について」ということで4ページには○で三つ挙げております。二つ目の○になりますが、少子化傾向にある中、特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しているということを挙げてあります。5ページをご覧ください。5ページに参りまして、最初の○、通級による指導を受けている児童生徒につきましては、LD等通級指導教室への通級者数が小中とも増加しているということが書かれております。次の○ですけれども、通常の学級で配慮が必要な児童生徒数は、平成19年度から増加傾向にあるということや令和2年度の合計数は4,150人となっていること、平成19年度との比較では約2倍の増加となっているところが書かれております。続きまして「関係機関との連携について」は○で四つ挙げております。幼稚園、保育所、認定こども園、児童発達支援センター等、そして二つ目の○には、発達相談支援センター（アーチル）と相互に情報提供を行っているということを含めております。次に「早期からの一貫した支援について」というところでは、5ページに○三つほど挙げております。最初の○では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを現在行っているということ、三つ目の○につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園から学校へ、必要な情報を引き継ぐために、次のページにもありますが、アーチルで相談を行った子供については「サポートファイル」の作成と活用をアーチルと市教委が連携して推奨しております。併せて、保護者の同意を得た上で、市教委が作成した個別の教育支援計画作成のための基礎資料を子供の就学先へ送付しております。次に「多様で柔軟な仕組みの整備」ということで、○を四つ挙げております。一つ目の○には、小中学校や特別支援学校入学後も、最後の方になりますが、学びの場を変更することが可能な仕組みを整えております。一度決まったらそれで終わりではないということです。二つ目の○につきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習が実施されていること、特別支援学校に在籍する児童生徒が、その居住地の小中学校の児童生徒と学習活動等を通して交流を行う居住地校交流も実施されているということを挙げております。三つ目の○、医療的ケアが必要な児童生徒に対して看護師を配置しているということにつきましては、この事業につきましては市単独事業として平成9年度に仙台市で市立小中学校への看護師配置を制度化し、人件費等を予算化してスタートしたものであり、令和2年度には小中学校と鶴谷特別支援学校合わせて32名の看護師を配置しております。最後の○につきましては、介助員の配置について令和2年度は小中学校合わせて5名の介助員を配置しているということを挙げております。最後に課題になりますが、大きな3番として「仙台市の就学支援の課題」として(1)から(5)までの五つに整理をいたしました。まず6ページにありますのは(1)特別な学びの場を必要とする児童生徒の数が増加しているということで、①、②、③と出ております。①につきましては、就学支援委員会における審議方法等について、現状のやり方での

継続が難しくなっているということ、②につきましては、通級指導教室を検討する児童生徒数も増加しているということ、また、通級指導教室の担当教員の基礎定数化ということに伴い、これまでの進め方を見直す必要が生じているということです。ちなみに、この通級指導教室担当教員の基礎定数化ということにつきましては、7ページに参考として入れてあります。こちらには、平成29年度から、法改正によって、通級担当教員の定数が基礎定数化されたということが記載されております。これによって5月1日現在の通級児童生徒数、13人あたりに1人の通級担当教員を文科省が配当するというふうになりました。それまでは加配ということによる教員の配置でありましたので、はっきりとした人数は示されていなかったということになっております。③としましては、新就学児の相談会に参加する幼児が増加しておりますので、これまでの実施方法を継続することが難しくなっているということを課題として挙げております。

(2)は早期から一貫した支援についてということで2行目のところですが、現状では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っておりますが、これは、就学する前年の8月でありますので、これまで以上に円滑な就学支援ガイダンスを行うという意味合いから言いますと、本格的な就学期の相談が開始される以前にガイダンスを行うことが必要であるというふうに思っております。(3)は関係機関の連携についてです。これにつきましては、これまででも連携をしておりますが、これまで以上にその連携が重要になってきており、これを行うためにその仕組みを整理充実させることが求められているということ、(4)は多様で柔軟な仕組みの整備ということで、先ほども説明いたしました、看護師の配置や介助員の配置等の審議も就学支援委員会で行っておりますが、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められているということがあります。そして最後の(5)ですけれども、校内就学支援体制の充実ということで、学校における就学支援体制は整備されてきており、適切な就学も行われてきているところですが、8ページの方に参りまして、下から2行目ですが、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら、必要な就学支援を行っていくことが求められております。以上、現状と課題という形で、前回説明させていただいた内容等を中心にしてまとめさせていただきました。事務局からの説明は以上でございます。

(高屋委員長)

はい、ありがとうございました。

前回、第1回の検討委員会で事務局から説明いただきました「仙台市の特別支援教育の概要と現状」ということを踏まえた上で、今回は国の動きとか、(医療)看護師とか、介助員とかも含めてより具体的な仙台市の現状と課題についての報告だったと思います。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問とか意見も含めていただきたいと思います。私としては、質疑応答というよりは、皆様から問題点や課題について、いろいろな意見をいただく場にしたいと考えております。限られた時間ではありますけれども、ご忌憚のない意見をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(蔦森委員)

事務局の方から現状と課題ということでご説明いただきましたけれども、我々、発達相談支援センターの方で相談を受けている中で実感しているところと非常に重なる部分が当然ながらあるというところで、少し我々の側から見える状況というところをお話させていただきたいと思っております。7ページ目のところで、新就学児の相談会に参加する幼児が増加しており、というところがございますけれども、アーチルの乳幼児、学齢児の相談、特に新規の相談の方々が増加している傾向にあります。ちょうど平成27年28年あたりから、就学前、特に幼稚園や保育所という「年中」、「年長」、4、5歳児の相談件数が非常に増えてきたというところがあります。結果として、「年長」時の時点ですでに1学年あたりの10%がア

一チルに1度は相談に来たことがあるというような状況になっております。ちょっと前までは就学前までに10%だったのですが、今はもう「年長」の時点で10%ということになっています。それで、5歳児、いわゆる「年長」の時に就学に関する相談というのをアーチルでも行うわけですが、平成27年度ぐらいだと就学相談が500件から600件ぐらいの数だったのが、昨年度は827件ということで、「年長」の相談が非常に増えているというところなんです。その中でも、300人ちょっとぐらいが、支援学校あるいは支援学級が望ましいだろうということで教育相談会を勧めまして、その後参加をしているので、相談資料もそのぐらいの数をお出ししているという状況であると思います。残りの方々は通常の学級に入られるということで教育相談会には行かないので、地域の小学校の方に入学的場合には学校に相談するようにと促しております。入学前に相談に行かれる方が多くなっているのかなというふうには思いませんが、やはり多くが通常の学級の方に入っていらっしゃるので、そのあとの小学校に入ってからの相談というのも年々増えてきている状況かなというふうに思います。それで、支援学級が望ましいといいますか、少人数でというか、大人の配慮が得られるような教育の場の方が望ましいというふうに我々が判断をしていたお子さんたちについても、おそらく15年ぐらい前とはちょっと状況が変わっているかなというふうに思っています。15年10年ぐらい前ですと、やはり就学前時点の知能検査発達検査のところで軽度域の知的な遅れが認められるという方については、おそらく通常学級での学習は難しいだろうという判断をしていたところなんです。しかし、ここ数年といいますか、通常学級に在籍したけれども低学年のうちに在籍変更が必要ではないかということで、こちらの方に寄せられる相談があります。値的には、FIQでボーダーラインあるいは正常域下限ぐらいで能力のアンバランスがやはり大きいケースで、特に言語理解のあたりが障害、軽度の障害域の評価点だったりすると、やはり2年生までの間に、どうしても学習でつまづいて追いついていけないというようなことが相談の中で多く見られています。就学前のところでボーダーラインでも、能力間のアンバランスがあるような方で特に言語理解のところで課題が大きいような方などは、通常の学級ではなかなか学習が難しいのではないかなという判断をするケースも以前と比べると多くなってきているのかなというところがございます。

(高屋委員長)

ありがとうございました。就学前の相談が早くなっているということも含めて、より具体的な情報提供ということだと思います。今の意見に対する意見でも構いませんし、他の意見でも構いませんので、他の委員からあればお願いしたいと思います。質問でも意見でも構いませんので、それぞれの立場でいただければと思います。よろしいでしょうか。今のお話は、仙台市の状況という形で、「年中」の方から相談が始まっているってことでしたね。

(蔦森委員)

そうですね。早くはもう検診のところから、乳児健診、1歳半健診から、発達の気になる方たちが、こちらの方に相談を寄せられているので、支援学校対象のお子さん方は、おそらく少なくとも3歳児健診までの間にはこちらの方に繋がってきています。そこから、継続的な、本人の状態にあった環境の選択ということをやっているとって就学前には学びの場がどこかというところを丁寧にやってきているということになりますが、知的な遅れがあまりないけれども集団の中で気になる、というようなこと4歳児、5歳児、「年中」、「年長」で、こちらの相談を進められるような方々が平成27年あたりから多くなってきているということかと思えます。

(高屋委員長)

ありがとうございます。まさに事務局からの説明があった国の動きも含めて、仙台市の方で早いうちから「取り組んでいた」、「取り組んでいる」という報告だったと思います。他にご意見ございませんか。なければ、どんどん先へ進みますけどよろしいでしょうか。

では、以上をもって二つ目の議事に対する意見交換等を取りあえず終了にしたいと思います。今いただいている意見を基に、事務局の方で仙台市の就学支援の現状と課題について再整理していただくことになると思うのですが。基本的なところは、今回提示されました事務局案にご承認いただけるでしょうか。委員の方よろしいでしょうか。一部今の意見を踏まえて修正はあるにしても、基本的なところは今回提示されました事務局案で進めさせていただくということによろしいですね。

(異議なし)

(高屋委員長)

ありがとうございます。それでは「仙台市の就学支援の現状と課題について」ということに関しては、今回で一度区切りをつけさせていただきたいと思います。なお、今後、最終報告書を作成していく過程で事務局からの報告書の案が提示されると思いますので、その際にまたご意見等がございましたら伺うことにしたいと思いますので、事務局の方で柔軟に対応していただけるということになっておりますのでよろしくをお願いします。

では続いて、議事の2番目「仙台市の就学支援の方向性について」でございますが、事務局の検討案がありますので、事務局からご説明をお願いしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局：特別支援教育課主幹)

それではご説明をいたします。それでは本日の資料の14ページをご覧ください。こちらの方に仙台市の就学支援の課題に対する検討の方向性(案)としてあります。議長からもありましたが、今回につきましては課題に対する方向性ということになりますのでよろしく願いいたします。全体としましては、1から5の5点について整理をしております。課題につきましては先ほどの説明の中にもございましたが、重複する部分もあるかと思いますが、こちらポイントをかいつまんでご説明を申し上げます。

それではまず一つ目としまして「特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加」ということで、課題が①から③まで3点ございました。①の方では、審議方法等を継続することが難しいこと、②は通級指導教室の方も同様にこれまでのやり方を見直す必要が生じているということ、③として新就学児相談会の持ち方についても現状のやり方で難しくなっているということです。では、検討の方向性につきましては、枠の中をご覧くださいと思います。まず、課題①の就学支援委員会での審議の方法の継続が難しくなっていることに対する方向性につきまして、①-1、①-2ということで、ここでまず二つほど挙げております。①-1では市就学支援委員会での審議の効率化・迅速化を図る、審議方法や審議資料の見直しを行うということ、例えば、一定の条件を満たすケースは、審議を簡素化するとか、今年度実際にコロナ対応ということで行っておりますが、その対応等を参考にしながら、必要に応じて効率化等を行うということを方向性として挙げました。参考としまして、令和2年度、今年度の実施している対応等を参考にしながら、とありますので、こういった状況かと言いますと、例えば事前に事務局案を作成しまして、その案をもとに審議などを行う取り組みを行っております。続いて①-2ですけれども「市就学支援委員会での審議するケースを整理する」ということで、以下に挙げておりますのは、実はこれはまだ現在、市の就学支援委員会での審議が必要となるケースをすべて挙げております。具体的に整理をするものにつきましては、第3

回以降の検討委員会でご検討いただくというふうに考えております。現在、市就学支援委員会で審議を必要とするケースはそこにある通りで、一つ一つはここでは紹介いたしませんけれども、基本的には、特別支援学級、特別支援学校、通級など、学びの場の変更に関わるものについてはすべて審議を行っております。ちなみに、15ページの方に参考として、法令上ではどうなっているのかということについて挙げております。これにつきましては第1回目の検討委員会の際にもパワーポイントの説明でお話をさせていただいた点ですけれども、法令上は2行目にありますが、視覚障害者等※1としておきましたが、では「視覚障害者等」とは、というところですが、これは第22条の3の表に規定する程度のもの※2に記載しております。これは何かというと、22条の3の表に規定する程度とは特別支援学校に関する障害の程度のものというふうに法令上は定められておりますので、これらを踏まえて、どのように整理をしていくかということは今後検討をしていただくようお願いいたします。続いて②です。通級指導教室担当教員の基礎定数化への対応として新就学児の通級希望者についても相談を行い、入学時からの通級を検討していくということを挙げました。これによって5月1日現在の通級児童数がある程度確定しますので、それに必要な教員等の確保にも繋がるということがございます。参考で挙げましたのは先ほどご説明申し上げたものの再掲になっております。③としましては、新就学児の相談会の見直しをするということです。今年度実施している対応を参考にしながら必要に応じて効率化等を図る、としております。参考のところに、今年度の状況を挙げておりますが、今年度はこちらもコロナ対策で行っておるものがありますが、相談会への参加は保護者のみ、保護者からの聞き取り、幼稚園や保育所等からの資料、専門機関の資料等を参考に審議資料を作成します。また、必要に応じて、対象児の状況確認も行います。そして、その資料をもとに、就学支援委員会で審議を行っていただいております。相談会での相談員につきましては、これまでは先にご説明したように、学校の先生方をお願いをしておりましたが、事務局の担当者で行ってまいりました。なお、先の①-1と、今ご説明した③に関しまして、今年度実施したことにつきましては市の就学支援委員会の委員の皆様方にもアンケートを実施して、今年度、この内容で実施していかげだったかのご意見をいただいております。今後、第3回の検討委員会以降、その内容についてもお示ししたいと考えております。

続いて、大きな2番の「早期からの一貫した支援について」というところですが。課題については、こちらも先ほどの現状と課題のところでご説明申し上げたとおりであります。相談会の開催時期は対象児が就学する前年の8月であります。本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から考えると、その前からのガイダンスを行うことも求められるということで、検討の方向性として枠の中ですが、発達相談支援センターや子供未来局子供保健福祉課の相談事業等と連携して、就学に関するガイダンスを行うということを方向性として挙げてあります。続いて16ページの方に参ります。

大きな3番として「関係機関との連携について」ということで、こちらにつきましては、さらに連携を深めるための仕組みを整理し充実させることが求められているということで、検討の方向性として枠の中に大きく3挙げております。幼稚園、保育所、認定こども園との連携、福祉関係機関との連携、仙台市5歳児「のびのび発達相談」で子供未来局の事業との実施状況等に応じ、情報提供や引き継ぎのあり方も検討していくとしております。

大きな4番としまして「多様で柔軟な仕組みの整備」ということで、多様で柔軟な仕組みを整備することが今後も求められているということで、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められるとしております。今後の検討の方向性としてしましては、そこにありますように、合理的配慮について、提供の必要性や妥当性等について、市の就学支援委員会の意見を参考にしながら個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みをさらに充実させることや、現状で行っております医療的ケア対象児の判断や介助員配置の判断等を充実させていくということを挙げております。

最後に5番としまして「校内就学支援体制の充実」ということです。課題としましては、市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は年々増加しており、これにつきましては学校における就学支援体制が整備され適切な就学支援が行われていることの表れであるというふうには考えておりますが、このことについては先にご説明したところです。最後の17ページのところに参りますが、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら必要な就学支援を行っていくことが求められること、また、特別な学びの場を必要とする児童生徒が増加しており、それに伴い、学校の方でも就学支援を進める上での事務手続き等の事務業務量も増加しているという課題もあるということがございます。そこから、検討の方向性としては2行目の中頃からですが、現在の校内就学支援体制を継続しながら、さらなる充実を図る、また、小中学校における就学支援に掛かる業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化、迅速化を図ることにより、小中学校の負担を軽減するというふうに今後の検討の方向性として挙げさせていただきました。よろしくお願いたします。

(高屋委員長)

ありがとうございました。方向性という形で、「1から5まで」という形になっておりますので、一括してまず質問を聞きますが、もしなければ順番に、「1」に関して、という形で具体的なお意見をいただきたいと思っております。全体を通してまず意見があればお聞きします。質問でも構いません。

では、全体の方は後にまわして、最初の1番の「特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」という点で、この方向性に関してのご意見とかご質問があればお願いしたいと思います。

(葛森委員)

全体の中での大きな方向性自体は、私はよろしいのかなと思いつつ聞いておりました。実際、非常に件数も増えて業務量も増えてきている中で効率化を図っていくというところは、方向性としてはそうだと思いますので、そういう大きなところはよろしいのかなというふうに思っていたところです。それで1番目の「特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」ということで2点ほど気になったところがありますので、そこについてお話をしたいなというふうに思います。

先ほどお話をしたように、我々は「年長」の子供たちの相談を800件ぐらいしている中で、今は教育相談会が支援学校、支援学級のお子さんが対象ということをしりながら進めているというところです。今、300件を超える方が教育相談会に申し込まれて、こちらで相談資料を作っていたかなというふうに思います。また、知的に遅れはないけれども通級指導教室が望まれる、つまり「はぐくみ教室」が望まれると思われるような方は、件数的には、5歳児の相談を受けている中でいうと、非常に数が多いなと思います。そうすると、入学の前から通級の対象者も、というふうになると件数が逆にぐっと増えるのではないかなというふうに考えていて、結構な数、ボリュームになると思います。ですので、ちょっとそのあたりの扱いをどうするのかというところが気になったところでした。それから、新就学相談会の見直しをするというところについて、こちらは例年、本当に時間をかけて丁寧にやっていたのを我々も見学とかさせていただいたこともあり、全体の件数が増えてきている中で少し効率化を図って、というところは、もちろんその通りだというふうに思っていました。ただ、今回、コロナ禍なので、お子さんを連れていけない状況があったということで、これはやむを得ないというふうに私は思っているのですが、やはり一部、子供の姿を直接観察しない中で判断がされていたということに対してのご意見を持つ保護者も、そのような声も一部、こちらの方にも寄せられているところもありました。我々は、相談資料はお出しするのだけれども、そこは判断の参考にしていただいて、直接観察といいますか、その辺りを工夫する中で少し簡略化が図っていかれると保護者の方からもご理解が得やすいのかなということ、今年度、教育相

談会に行かれた方の声を聞いて感じたところでもございました。以上です。

(高屋委員長)

今2点、ご意見をいただきましたけれども、まず委員の方からその意見に対して、それぞれの立場で、さらに質問なり、追加意見なりがあればお願いしたいと思います。今の二つの視点、すごく大事な視点でご提案をいただいたと思っております。

私の方から1点よろしいでしょうか。実は私も委員をやっている、事務局の方の負担がすごく増えているのだろうということをもものすごく感じていたところです。意見を言う立場からすれば、資料が整理されているので、論点が短時間で済むのですが、それを作るにあたって、相談に当たっている事務局の担当者の方、またはその資料を作っている方の負担がすごく大きいのではないかなということ、いつも心配していました。普通の業務も従来通りやりながら、かつ、短時間で審議会を終わらせるためのいろんな問題を整理しておくということを事務局担当者が行うというふうになっているのですけれども、実際的には、かなりの負担というか、「働き方改革」からすると、かなり重労働になっているのではないかなというのは、一委員として心配していました。これは委員長というより、一委員の意見として聞いていただければと思います。それほど丁寧に、本当に丁寧に丁寧に整理をしていてということを感じていたということで言わせていただきました。これは委員として（の意見として）受け取っておいてください。

他に何かないですか。では事務局の方からお願いします。

(特別支援教育課：原課長)

ただいま、葛森委員からご意見をいただいた二つのことについて関連してお話を申し上げたいと思います。

まず、通級指導教室についてでございますけれども、これはあまり詳しくない方もいらっしゃると思いますのでご説明をいたします。主に通常の学級で普段勉強しているのですが、一部特別な指導が必要な子が週に1回とか2回、もうちょっと通ってもいいのですが、回数はいろいろあるんですけど、通級指導教室という特別な場所に行って、主にその障害の改善克服を目指して指導するというのが通級指導教室の趣旨になっております。仙台市では、障害種別としては、言語障害と難聴と、それからLD等のある発達障害ですね、この三種類の通級指導教室をやっております。言語障害につきましては、これは歴史が実は非常に古くて、昭和33年に仙台市で、実は全国で初めてこの通級方式の指導を始めたというのが仙台市の一つの特徴になっておりまして、当時は通級という制度がなかったので、当時の特殊教育の運用をいろいろ工夫してやったというのがスタートになっております。この言語障害はですね、多くは発音が上手にできない、専門的な言葉だと「構音障害」ということになるのですけれども、そういった子供、それから、吃音のある子供などがほぼすべてを占めているという状況になっております。こうした子供たちの指導については、一概になるべく早くやった方がいいのかということ必ずしもそういうことではない場合がございます。例えば、発音が上手にできる、できないということを考えると、例えばラリルレロら行の発音とか、サシスセソといった発音については、皆様方も小さい子を見れば分かると思いますが、うまくできないのが当たり前で、これを障害とは言わないわけですね。例えば、「先生さようなら」というのは「チェンチェー、チャヨーナラ」などというのは、これが障害かということ決してそうではなくて、発達段階の中で習得すべき時期というものがあまして、主に、そういった発音が難しいものについては大体小学校1年とか2年ぐらいまで習得に掛かるのではないかなということが言われております。従って、この発音の障害ということに関しては一概に、幼児期から早くやった方がいいということではない場合もございます。ただ、口蓋裂なんかがあるとかなですね、そういった子の場合は、早くから指導が必要だということもありますし、また、

吃音については心理的な課題もありますので早期からフォローしてあげることも必要であります。やはり、障害の中身によって対応が変わってくるのかなと思っております。そういったことから言語障害については、仙台市では主に入学して学校生活の様子を見ながら通級が必要かどうかという判断をしているというのが現状になっております。

それから難聴につきましては、これはやはり基本的にはなるべく早く、早い時期から適切な指導が必要だということですね。特別支援学校においては県立聴覚支援学校で幼稚部というのも設置しております、そちらで早くから指導を受けているお子さんもいる状況です。本市の小学校に入ってくる場合はですね、やはり入学前にそれを把握いたしまして、なるべく早くから指導を始めるという趣旨で、入学と同時に指導が始められるように今対応しているという状況になっております。

最後に発達障害についてでございます。これの通級という制度は、実は、できてからまだ15年経っておりません。平成19年に制度ができて、そういった子供も通級の対象になるということになったわけでございますけれども、仙台市においては、この発達障害の子供たちの通級も、かつては、入学して学校生活への適応状況を見て、その上で判断しようという趣旨で、入学前からLD等通級に入ることを決めておくということは基本的にしないようにしておりましたが、やはり、子供の状態によっては早い時期から、指導を開始する必要があるということになりまして、現在では入学前に必要であれば就学支援委員会の判断をいただいて、入学後のできるだけ早い時期からスムーズにスタートができるように指導のスタートができるように今取り計らっているところでございます。

そうしたことからですね、障害の種類によってどの時期にどういうふうにするかということとはきちんと考えていかなければならないと思っております。やはり、入学前にきちんとした判断をしておくことが必要な子供というのは確かに一定数おりますので、こういった子供たちをこの就学支援の流れの中でどういうふうにやっていくかということについては、これは検討の課題として必要なことだと思いますので、この次の委員会の時までには私どもの方としても少し中身を検討しておかなければならないというふうに考えておったところでございます。通級については以上です。

それから、二つ目として今回、入学前の子供にお会いできずに判断をさせていただいているということにつきましては、例年ですと、就学相談会にお子さんも一緒に来ていただいて、相談員が子供の様子を見て一緒に遊んだりしながら様子を見てですね、それを資料にいたしまして就学支援委員会で判断をさせていただくという流れになっておりました。ただ、今年度は感染症対策ということで、やはりお子さんをたくさん集めることはなかなか困難だということで、お子さんには来ていただかずにはですね、保護者においでいただきまして保護者からの聞き取り、それから今までもそうだったのですが、幼稚園や保育所からの資料、アーチルさんからの資料、そういったものをすべて集めまして、就学支援委員会でその資料をもとに判断をさせていただいたというやり方をいたしました。ただ、やはり、判断が難しい子供の場合には、実際に子供の様子を直接見ることが必要なケースもあるということで、今年度も何件かの子供につきましては、指導主事が保育所等に出向いて、子供の様子を見て、それも資料にしたということがございます。その辺のところは、実は今年度、こういった緊急の対応ということでやらせていただいたこともあって、システム的にきちんと整っているかというところも必ずしもそうではない部分がございます。今後これをどういうふうにするか、そもそも相談会に子供がこない状態でやっていくのがいいのか、いやいや、すべての子供に来てもらう必要がないんじゃないかというようなことを判断するのか、これは本委員会でもご検討いただきたいと思っております。もし、子供が来ないという相談会にする場合があっても、必要な子供をどういうふうにして直接指導主事が見に行くのか、見に行くとすればどういった子供がその対象とすべきなのか、そういったことについてもですね、きちんとシステムチェックをしていく必要があるというふうに考えておりますので、その辺のところも本委員会の中でご検討いただければ大変ありがたいと思っております。これに

ついてもまた、次回の細かい内容になってまいりますので、今後の検討課題となるかなというふうに思っております。長くなりまして失礼いたしました。

(高屋委員長)

ありがとうございます。今回は方向性ということで、骨子案が次回でしょうから、方向性についてのご意見という形で具体的なお話がありました。1番目の「特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」ということについてのご意見はよろしいでしょうか。

では、お願いします。

(癸生川委員)

検討の方向性の①-1のところの一つ。就学支援委員会では、私も今年、委員をさせていただきました。その時に話し合いをしていく中で、これは就学支援委員会の中でのことではないですが、他で聞いたことも含めて、これも加えていただけたらなというところがあります。例えば、就学支援委員会の中でその判断をするときに、委員の方で、保護者の方がそう希望してるからいいだろうとか、そういう曖昧な判断基準で審議してしまうケースが、仙台市ではないと思うんですけれども、他の市町村であったということを知っています。ですので、委員の方もきちんと判断基準を持って、「これは、この子の状態のこういうところから」などきちんと説明することができるようにならないといけないというふうに思っております。ぜひ、そういったところについても、例えば第1回目の就学支援委員会の時にひと言述べていただくとかしながら、委員の方にも自覚を促していただけたらなというふうに考えていました。

あと先ほどの原課長の説明の中にあつた新就学児の件につきましては実際に審議をしてみたときに、あまり大きな乖離はなかったかなというふうに思っています。保護者の方、それから、保育園や幼稚園の方の資料、そしてアーチルさんからの資料なども含めて考えていくときに、大体のケースについてはそれほど大きな乖離はなかったかと思えます。時々、保護者がすごく大きな期待を持っていたりする場合とか、保護者の評価と、保育園や幼稚園の方の評価が随分離れていたりとか、そういうときに実際見ていただけるといふことでやっていただけたので良かったのではないかなというふうに思っております。以上です。

(高屋委員長)

実際の就学支援委員会の現状ということについての意見という形でよろしいでしょうか。質問というよりは、そういう形の意見ということで事務局の方にお伝えしたいと思えます。

他に、1番に関してなければ2番にいきますけれどもよろしいでしょうか。では2番目の「早期からの一貫した支援について」ということに関してご意見とかございましたらお願いしたいと思えます。

では、癸生川委員お願いします。

(癸生川委員)

続けて申し訳ありません。前任校にいた時に、近隣の幼稚園や保育園、就学支援施設の方から求められて就学の仕組みについて説明する機会を持っていました。その時にやはり、「年中」のお母さん方も参加しておりました。本来は「年長」のお母さん方対象の説明だったのですが、例えばその小学校に上がったときにこういうふうな仕組みになっている、それから、学校と学級の違いとか、そういったことについて説明したところ、入学前に知れて良かったというようなことの反応をいただきました。「年長」のお母さん方はもとよりですが、「年中」のお母さんの方からも今後を考えるきっかけになったということでの返事をいただいておりますので、そういった機会をなるべく早めに、就学についての情報をお伝えすることは必要ではないかなというふうに思えます。意見です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。蔦森委員，お願いします。

(蔦森委員)

ただいま，癸生川委員がお話しされたことと全く同じことではあるのですが，我々の方から事務局の特別支援教育課に依頼をして，以前は就学前のお子さんを持つ親御さんを対象に就学に関するガイダンスをしていただくということをしておりました。それがあったことで，スムーズに就学を迎えることができたという声をたくさん聞いておりました。それで「年長」だけじゃなく，「年中」でも少し早くから聞いておきたいというような声は，やはりたくさんありまして，ここのところを少し，きちんとガイダンスを行う場をシステムの中に入れていただいて，そういう仕組みになっているということだと非常に安心して就学を迎える保護者が増えるのではないかなというところを感じておりました。ここはぜひ進めていただけるとありがたいなというふうに感じたところでございます。

(高屋委員長)

今お二人から意見をいただいて，実はこの問題は，次の3番の「関係機関との連携」ということにも絡んでくる問題で，5歳児のときから活用実施状況についての情報提供をやっていくということとも関連するご意見かなというふうに思います。実際に就学前に忙しくなって，学校見学とか情報を入れても，親御さんたちが混乱しているという状況は，仙台市に限らず，どの県，どの市町村でもあるということだと思います。ただ，そういう面で，2番目の「早期からの支援」ということに関連して他になければ，3番にも関連していきますので，次に進んでよろしいでしょうか。まだ2番目の意見があればお聞きしますがよろしいでしょうか。その具体的な案として，では3番目の「関係機関との連携」ということで，2番目の問題で，「年中」の時から相談とか情報提供とかできないかということとも関連しても構いませんので，ご意見をいただければというふうに思います。では3番目の「関係機関との連携」についてということでしょうか。では，副委員長の方からどうぞ。

(小野寺副委員長)

まさに2番と3番は，かなり重なる部分もあるかなというふうに思うのですけれども，方向性としてはいいんじゃないかと思っております。ただ，これまでも，連携はかなり進めてきているのかなと思っておりました。実際に今，連携として取り組んでいること，私も実は事務局の立場にいたので分かる部分もあるのですが，どのようなことを今やっているのかということとちょっと具体にご説明いただくと，それを基にどういうふうに改善していけばいいのか，工夫していけばいいのかということも分かると思うので，その点を教えていただければなと思います。よろしく願いいたします。

(高屋委員長)

今の段階で説明できる範囲で構いませんので事務局からよろしいでしょうか。

(特別支援教育課：原課長)

検討の方向性で○が三つございますけれども，まず「幼稚園，保育所，認定こども園との連携」ということになります。これについては今具体的にどういうふうに行っているかと申しますと，入学前の年度に保

護者から教育相談の申し込みをいただくのですが、その相談会があるという情報について、私どもは保育所や幼稚園を通して、もちろん市政だより等も使っておりますけれども、一番はやはり幼稚園、保育所さんを通して周知していくということでご協力をいただいております。それで、保護者から相談のお申し出があった時には、相談の前に幼稚園、保育所さんの主に担任の先生に書いていただく場合が多いんですけども、それぞれの園での子供の生活の様子、それから認知や言葉の状態など、そのようなことを含めて資料を作成していただきましてご提供いただいております。そういうことを通しての情報のやりとりというよりも、むしろこちらがいただくことが多いのですが、そのような連携をさせていただいているというのが現状でございます。

それから福祉関係機関ということですが、やはりこれは一番大きな役割を果たしていただいているのが、薦森委員が所長を務めていらっしゃる発達相談支援センターということになります。こちらはもう、乳幼児期から子供をずっとフォローしてきておりますし、それから、医学的な部分、心理の部分、それぞれの専門のスタッフも多数いらっしゃって、それぞれの専門性の中で子供をきちんと多角的に見ていただいております。私どもは保護者から相談の申し込みがありますと、これまでの相談の中で得た情報について、保護者を通して、アーチルさんの方をお願いをいたしまして提供していただいているというような連携をしております。それから、入学した後の相談につきましても、先ほど「年長」段階で既に10%の子供がアーチルに行っているという話でしたが、これはすごい数ですけども、さらに入学後に新規に行く方もいらっしゃるという状況があって、おそらく学齢児の段階ではもう10数パーセントの子供がアーチルのお世話になっているという状況だと思われまして、入学後も学びの場を検討する際には、多くの場合はやはりアーチルさんからの資料を頂戴いたしまして、就学支援委員会の判断の一つにさせていただいております。それから、アーチルの方ではアウトリーチという形で学校の方に出向いて、子供の状態の把握だけではなくて、学校でのいろいろな対応について学校の先生方にアドバイスをさせていただくというようなこともさせていただいております。そういった意味で情報のやり取りだけではなくて具体的な支援のあり方についても様々な助言をいただく、そういうことでの連携を進めてやっております。

最後、5歳児「のびのび発達相談」ということでございます。これは実は、庄子委員が今日お出でになっておりますが、子供未来局の方で、今、試験的にやっておりますが、4月からは本格実施ということで、もしよろしければ、ちょっとその辺の情報も後ほどいただけるとありがたいと思います。これにつきましては、本格実施がこれからということもあって、そこで得たいろいろな情報をどういうふうに教育の方に、学齢につなげていくのかと、そういった具体についてはこれからまだ検討していかなければならない段階かなというふうに思っております。この5歳児「のびのび発達相談」の中で相談があった子供たち、あるいはそこで得られた情報を入学にきちんとつなげていくということは、一つ重要なテーマだなというふうに思っております。これは今後の検討課題というふうに私どもとして受けとめているところでございます。

(高屋委員長)

はい、ありがとうございます。

では庄子委員の方から、「のびのび発達相談」について、簡単に現状と内容について説明いただきたいと思います。

(庄子委員)

特別支援教育課の原課長の方からお話がありましたけれども、この仙台市5歳児のびのび発達相談につ

いては、本当は今年度の年央からスタートする予定だったのですけれども、コロナの対応の方で、妊婦さんのPCR検査をしたりですとか、いろいろ対応がありましてちょっと遅れてしまったというところですが、12月に、保育園、幼稚園等にご協力をいただきまして、幼稚園、保育園に案内を送らせていただくというのと、あとは市政だよりなどで周知をするという方法で、それで気が付いた保護者の中で希望のある方にお申し込みをいただくという形で、今モデル実施をまさにしているところです。その事前説明の際に幼稚園、保育園に、各区、幼稚園1か所、公立保育園1か所、私立の保育園1か所の計3か所、泉区だけ4か所なのですが、その3か所について、モデル的にクラス全員に配っていただけないかということをお願いしました。4月から行う予定の本格実施の方は、誕生日の前月にご家庭の方にチェックシートのご案内をお送りして、そのチェックシートをご家庭で記載していただいた上で気になる方にはお申し込みをいただき、その申し込みの際に、園の方にもチェックをしてもらってくださいと説明して、園用のチェックシートもお送りをして、ご家庭で記載したチェックシートと、園のチェックシートをお母さんと先生で共有する形で作ってもらって、その両方のチェックシートを区役所に持ってきていただいて対応する、そういう相談を想定しております。ですので、今回もモデルクラスの方には、ご案内とチェックシートを皆さんにお配りをいただいて、申し込みしやすいような形にさせていただいたところでした。現在の状況ですけれども、今日までで、本人宛に直接通知を送ったわけではなく、ポスターとか市政だよりを通してだけの周知にも関わらず、全市で54件ぐらいのお申し込みをいただきまして、私どもとしてはちょっとそのアクセスの方法だとモデル実施はそこまでは来ないだろうと正直思っていたところがあったのですが、54件というのは実は思ったよりお申し込みをいただいたなというふうに思っております。ちょっと話が前後しますが、実はこの申し込みをしていただくにあたって、幼稚園、保育所に説明会を行ったのですけれども、その時に先生方から要望されたことがありました。というのは、今後の情報提供や引き継ぎのあり方にも関わってくるかもしれないですが、アーチルさんの方には、先ほど葛森所長からもお話がありましたように、大体3歳児健診ぐらいまでで、本当に発達に問題がある、療育に繋がなければならないような方というのは、あらかた繋がっています。5歳ぐらいの段階でまだ繋がっていない方というのは、例えば、保護者の方が受容できていないとか、もしくは発達の問題もあるかもしれないのですけれども、養育環境の問題だったり、そういったようなところもあるというところで、少し相談のハードルを下げたいという要望がありました。アーチルに相談するような、特別支援学級に行くというような、そういうようなハードルではなくて、区役所に相談に行くというところで、少しハードルを下げたいというご要望がありました。実はこれは、小児科の医師会の皆さんからも、例えば名前がそもそも発達相談みたいな、そのものずばりの名前だとそれがもうハードルになると言われておまして、今回いろいろと話合っていて、この「のびのび」という言葉が入ったところでした。実際、案内にも、小学生までにできるようになってほしい習慣とか、どちらかという、保健所が幼児健診のときにお渡しするような、朝は決まった時間に起きられるようにしましょうとか、そういったようなことを書いたチラシも一緒に入れて、できないことがあったらご相談くださいというような形にしております。そして、心理職と保健師がペアで相談を受けるという形で、心理の問題だけではなくて養育環境とか、何かご家庭などに問題があった場合でも相談に応じて、そのまま区役所で継続支援できるような、そんなふうな、今までのアーチルさんとか、学校に上がったからの特別支援教育とかとは違うところからアプローチをしている状況でした。ですので、幼稚園や保育所の先生方にも、いきなり就学の特別支援教育の話とか、アーチルの話とかいうのが受容できない方も相談されると思うというお話をいただきました。今、区役所で受けている状況を聞いてみると、やっぱり1回では終わらないようなご相談を伺って、どうもこのお母さんともう一度お会いした方がいいなとか、まだ1月に始まったばかりなので件数は少ないのですけれども、そういうご相談が多いと聞いておりますので、今後、まさに先ほど原課長がお

っしゃっていたように、どういう連携の仕方がいいのかですが、いきなり特別支援教育とかありますよっというチラシを渡すようなつなげ方ではおそくないのだろうと思っております。その方その方の状況に応じてケースバイケースという形になっていくと思いますので、連携の仕方などは今後検討していかなければならないかなと思っております。

(高屋委員長)

ありがとうございます。よく分かりました。私自身がよく分かりました。ありがとうございます。それで多分、情報提供や引継ぎのあり方を検討するというようなことも含めて、一概にこう、すぐにやるっというのではなくて、その情報提供の在り方や引き継ぎの在り方を検討するという方向性になっているという意味なんですね。多分「サポートファイル」というものを作って活用している部分と、その連携も含めて情報の共有、引き継ぎということをこれからやっていくんだというふうに私自身理解しました。多分それでいいのですよね。すごいことですよ。

(蔦森委員)

関係機関との連携のところで、先ほど事務局の原課長からもお話いただきましたが、アーチルと特別支援教育課との就学支援のところでかなりシステムティックな形に、スムーズな就学支援での検討というふうになるように時間を重ねて話し合ってきて、今かなりシステムができていかなというふうには思っています。それで、すでに学校に在籍している方の検討の場合ですと、こちらの方から必要な相談資料の作成をするんですが、ここ近年、学校との連絡票をかなり作ってきていることもあって、その連絡票をこちらで出す相談資料に替えて検討に上がっているというところもありまして、相談資料への依頼自体は少し減ってきているところかなというふうに思っています。その分我々も仕事の効率化ということをちょっと考えていかなきゃいけないということを見ると、在籍のある方については、相談資料に掛ける、掛かる時間も少し減ってきていかなというところではあります。ただ、「年長」のお子さんについては、連携の充実を図る、その方向性は全くその通りで良くて、システムがしっかりとして、またさらに補強していくというところではいいんですが、新就学児においては、先ほどもお話があった通り、やはり新就学のお子さんの相談が多いということがあり、ただ我々も、やはり新就学の相談は非常に大事な相談だというふうに捉えていて、乳幼児期の本当に最終版といいますか、しっかり相談するんだというような意識で相談をしているので、そこはすごく大事な相談となっています。実際は年明けて1月ぐらいから、4月からの就学相談の申し込みの依頼がたくさん入ってですね、4月～7月は、夏の教育相談会がありますので就学相談をもうとにかく優先している状況です。そうすると他の相談がストップをして、待機が出るということで、我々も今、待機の課題、常々言われていますけど、新就学は大事なのでしっかり行いたい、いろんな業務との兼ね合いの中で、気持ちはあるけどなかなかついていけない、ちょっとそこら辺のジレンマも正直ございます。それで、そういうあたりでしっかり情報交換のシステムにおいて、これまで作ったものはしっかり維持しながらではありますが、ここに書いてある改善というようなところで、何か少し改善、事務の効率化を互いに仕事の効率化が図れるような、何かやり方があるのか、そのあたりもかなり具体的な話になりますが、いろいろご相談させていただきながら作っていくと、大変我々としてもありがたいなというふうに思っていたところでございました。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。他にないようでしたら、4番目の「多様な柔軟な仕組みの整備」についてですが、何か質問とか意見ありますか。

(林委員)

「この方向性に賛成です」という意見ですけれども、4番と1番がちょっと重なるところがあると思うのですが、就学支援委員会の病虚弱の部会に入らせていただいている、まず必要なこととしては、ここに書かれているように、合理的な配慮について、私たちは専門職集団ですから、そういう意見を期待してやっていたけるとありがたいというのがあります。そのために、やはりその就学支援委員会の病虚弱部会では医療的ケアに関する付帯意見を求められることが非常に多いのですけれども、導尿とか、胃ろうの管理とか、あまり迷う余地がないような付帯意見を求められることも結構多いので、そういうところをケースの見直しをしていただき、必要な合理的配慮の検討の方により時間を傾けられるようにしていただくと事務局の方にも、委員の方にもお互いにいいのではないかと考えておりますので、そのような工夫をしていただくと良いのではないかと思います。

(高屋委員長)

医療的ケアということで（仙台市は本当に先進地ですけれども、）国の制度ができる前にやっていたという歴史がある市なので、多分充実していると思うのですが、今（の意見）みたいなことも踏まえて、事務局の方で検討していただければというふうに思います。

4番の「多様で柔軟な仕組みの整備」について他にございますか。なければ、最後までいきますので、5番の「校内就学支援体制の充実」に関して、もし意見があればいろんな委員の方からお願いしたいと思います。

(遠藤委員)

校内就学支援体制の充実の課題と検討の方向性につきまして、ご説明いただきましてよく分かった次第でございます。学校としましては、校内の就学支援のさらなる充実と、必要な支援を行っていく上で必要な、管理職も含めて、管理職や特別支援教育コーディネーター等の研修ということでしょうか。これももちろん従前実施されているところもあるかと思うのですけれども、今後の事務の効率化とか迅速化というふうなところも見通した上で具体の研修のようなものを設定していただけると、なお取り組みやすいのではないかなというふうに思う次第でございます。

(高屋委員長)

ありがとうございます。就学支援委員会メンバーじゃなくて、管理職も含めて、多分、「チーム学校」という意味で対応したいという意味だと思いますけれども、そのことも含めて事務局の方で検討いただければと思います。

他に何かありますか。全体を通してこれだけは話したいということがあればまとめて意見をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ではいろんな意見をたくさんいただきましてありがとうございました。これをもって質問と意見をいただく時間を終了といたします。

今いただきました意見を基に、事務局にお願いですけど、次回に向けた就学支援のあり方についての骨子案の作成をお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。予定された議事は以上ですが、皆様から他に何かございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは今日予定されていた議事の方はこれで一切終わります。ありがとうございました。以上を持ちまして、本日の委員会を終了したいと思います。次回はスケジュール通り、5月31日になりますけれども、今後の方向性の骨子案の検討ということが議事になる予定です。今後とも、本日の説明、意見交換を踏まえ、皆様からのご意見をいただきながら、活発な審議を行いたい、進めたいと考えておりますのでよろしくお祈りしたいと思います。

それでは、事務局の方にお返しします。よろしく申し上げます。

(事務局：特別支援教育課 渡部主任指導主事)

高屋委員長ありがとうございました。皆様、お疲れ様でございました。事務局から3点ほど連絡がございます。

一つ目は、今後の委員会の日程についてでございます。本日の資料18ページ。資料4の仙台市の就学支援の在り方検討委員会スケジュールをご覧ください。次回第4回は令和3年5月31日月曜日午後3時から会場は上杉分庁舎2階の第3会議室での開催の予定でございます。ご案内につきましては冒頭お話しした通り、机上にお配りしております。また、第4回は7月29日木曜日、3時から上杉分庁舎2階第3会議室。第5回は9月28日火曜日、午後3時から上杉分庁舎12階第1会議室。第6回は最終回の予定でございますが、11月25日木曜日、3時から上杉分庁舎12階第1会議室の予定でございます。

二つ目の連絡でございます。本日の議事内容や資料に関するご意見についてでございますが、時間の都合上、会議中に発言できなかったご意見等についてご記入いただく用紙を配布しております。追加でいただいたご意見についても、会議中にいただいたご意見と同様に取り扱って参りたいと存じますので、追加のご意見ございましたら、本様式、あるいは任意の様式でも構いません。3月5日金曜日まで事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

三つ目の連絡です。机上にございます資料については次回も使用いたします。資料はこちらでお預かりいたしますのでお持ち帰りいただかなくても結構でございます。なお、お持ち帰りを希望される場合には手下げ袋を用意してございますので、お帰りの際に事務局へお声掛けください。

それでは閉会にあたり、教育委員会より閉会の挨拶を申し上げます。

(特別支援教育課：原課長)

では閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。本日は、今年度も残り1か月半というかですね、2月は短いのでもう終わっちゃうなという感じですが、それぞれいろいろなところでご多用のところ、時間を割いてこちらに足をお運びいただきまして誠にありがとうございました。また、本日の審議の中で、それぞれのお立場から貴重なご意見をいただきましたことにも改めて感謝を申し上げます。

全く話が違うのですが、私が教員になったのは昭和の最後の時代でございまして、昭和、平成、令和と三つの時代を過ぎてまいりました。30年ぐらい前の教員になった頃のことを思い出してみますと、障害者あるいは障害のある子供に対する見方が全然違う時代だったなというふうに思います。当時、この障害者差別なんていうことなんかは、もう法律どころか、そんな意識もないような時代でございましたので、当時の特殊教育を受けるということに対しての非常に強い抵抗感、自分の子供は絶対そんなんじゃない、お勧めしても「何かの間違いですよ」とかっていうことを、いつも就学支援、当時就学指導と言ってましたが、就学指導をやるたびに保護者の皆さんからそういう反発があることが前提の中で進めていたなというふうに今思い返しております。当時は、通級という、その制度もまだない時代でございましたし、それから発達障害という言葉なんて世の中にはまだありませんでした。それから、自閉症についても、今皆さん大体もう、自閉症ってこういう子供たちだなんてご理解ありますが、当時は「自閉症って引きこもりしてる人たちなんですか」とか「親の育て方が悪いからそうなるのでしょうか」というような受け止め方が一般的だった時代でしたですね。平成10年代ぐらいまで、ずっとそんな感じかなというふうに思っていたが、やはり平成19年、大きな転機になりまして、実は、制度的には平成19年に特殊教育から特別支援教育に制度が変わったということでございます。今こうやって振り返ってみるとやっぱりあの頃から少しずつ大きく世の中全体が変わってきたなと思います。先ほどから、お話がありますけれども保護者の皆さん

の「受容」ということでもあります。今、相談に携わっておりますと、むしろ保護者の皆様方は昔と逆で、うちの子は特別な配慮をしてもらわないと駄目なので専門的な指導をできるだけ早く受けたいというふうになり、自らおっしゃる方が非常に増えている時代になってきております。また、発達障害、自閉症も含めてですが、このご理解も進んでいて、ご家庭で乳幼児期から、適切に、親御さんが子供に対応していらっしゃる方が非常に増えていると感じております。私ども、新就学児の相談会で子供さんが来た際に接してみますと、今から10年ぐらい前までは、本当にもう落ち着かなくて、相談の会場を走り回ったりとか、奇声を上げたりするということが非常に多かったのですが、最近はどうも、ここ5、6年ぐらいはそういったお子さんがほとんどいない状況です。これは何が違うかということ、やっぱり、保護者の皆さんの理解が進んで、小さい頃から上手にお子さんを育てる方が多くなってきているのかなど、そんなことをちょっと思ったりもしております。そういった大きな時代とか世の中の流れの変化の中で、私どもが携わっているこの学びの場の検討、これのやり方も当然変えていかなきゃいけないというふうになってきて、そういったことで平成19年から数えると、令和3年はちょうど15年目に当たります。この時期にこの委員会の中で、それぞれのお立場のご意見をいただきながら、私どもはこれから新しい時代の就学支援を作っていくというふうを考えております。今年度の審議は今日で終わりということになりましたが、また新年度から、残り4回の予定ではございますけれども、また皆様方の貴重なお時間をいただきながらご意見を頂戴したいというふうを考えております。

最後になりましたが、まだまだ寒い季節が続きますのでどうぞご健康に留意されまして、また次にお目にかかるのが5月になりますけれども、その時にまた元気でお出でいただきたいというふうを考えております。本日はどうもありがとうございました。

(事務局：特別支援教育課 渡部主任指導主事)

本日は以上で終了となります。本当にありがとうございました。